

## これ以上の死亡災害を発生させないために (茨城労働局長メッセージ)

今年の茨城県下における死亡災害は、現時点で 19 名にのぼり、既に昨年 1 年間の総人数を超える尊い命が失われているという厳しい状況にあります。また、休業 4 日以上の死傷者数も、8 月末日現在で 1,984 名と、昨年同時期と比較し 277 名も増加しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の態様としては、高所からの墜落、機械へのはさまれ・巻き込まれが半数を占め、基本的な安全対策を講じていれば、発生に至らなかつたと思われる災害がほとんどです。また、被災者のうち 8 名が 60 歳以上の労働者であり、就業構造の変化に対応し、働く高齢者の特性に配慮した職場づくりも喫緊の課題となっています。

誰もが安心して健康に働くことができる職場を実現するためには、経営トップをはじめとする関係者全員が「安全はすべてに優先する」という意識を共有し、労働により命を落とす人を決して出さない、という強い決意をもち、それぞれの立場で責任ある行動をとることが必要です。

具体的には、それぞれの事業場において、経営トップの参加のもと、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって、計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要です。

つきましては、最近の死亡災害の発生原因を分析した上でチェックリスト(製造業用と建設業用)を作成しましたので、これを活用の上、下記の取組を実施していただくようお願いいたします。

### 記

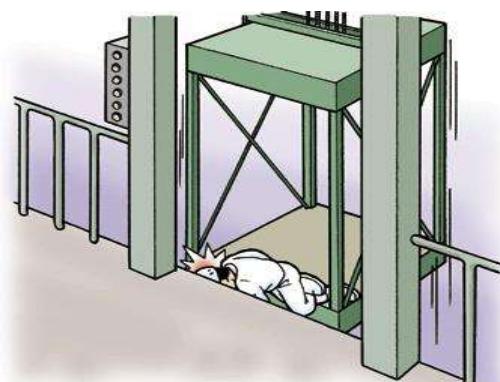
- 1 経営トップ参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 作業内容変更時や雇入れ時の教育を徹底する等、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 4S 活動(整理、整頓、清潔、清掃)、危険予知、ヒヤリ・ハット活動、危険の「見える化」などの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 防護柵の設置、修理・点検時における機械停止の徹底、手すり等の墜落防止措置や墜落制止用器具の使用の徹底、高所等から部材等の落下を防ぐ設備(幅木や防網)や立入禁止区域を設定するなど、飛来・落下防止対策を徹底すること。
- 6 60 歳以上の高年齢労働者が安全に働くよう、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境改善に取り組むこと。

令和 3 年 9 月 30 日  
茨城労働局長 下角 圭司

# 製造業の労働災害を防止しましょう！

令和3年9月29日現在において、製造業の労働災害による死者数は3人になり、昨年同期より2名増加しています。製造業では、点検作業中にベルトコンベヤーにはさまれたり、荷物用昇降機に製品を乗せる作業中に搬器部分にはさまれたり、工場内の物置の設置作業中に脚立から転落するなどの死亡災害が発生しています。

これらの死亡災害の多くは、機械の電源を切らずに機械にはさまれる危険箇所に立ち入ったり、ローリングタワー等の安定した作業床を使用しないといった安全ルールを無視した不安全な行動が原因となっています。



## 主な労働災害防止対策

(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト

- 1 機械装置の清掃・修理作業を行う時は、必ず機械の電源を切りましょう。やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合には、機械を完全に停止させ、操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないようにしましょう。
- 2 フォークリフトで作業を行う時は、フォークリフトの爪を足場代わりに使ったり、労働者の昇降に使用するなどはやめましょう。  
また、墜落制止用器具の取付設備がある場合には、墜落制止用器具を着用して安全に作業を行うようにしましょう。
- 3 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、安全な作業手順を作成し、機械を使用する作業員全員に手順書を配布するなど、安全教育を行いましょう。
- 4 つり上げた荷が落下する危険性があるつり荷の下などの危険箇所には、立ち入らないようにしましょう。
- 5 高さが2メートル以上の場所で作業する時は、保護帽や墜落制止用器具を着用して、高所からの墜落・転落災害を防止しましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



# あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		<input checked="" type="checkbox"/>
1	<b>安全衛生の担当者</b> を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	<input type="checkbox"/>
2	機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、 <b>機械の電源</b> を切っていますか。	<input type="checkbox"/>
3	やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた <b>操作盤にその旨を表示する等</b> により、不意に作動することがないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
4	フォークリフトで作業を行うときに、 <b>フォークリフトの爪（フォークに差したパレットを含む）を足場代わり</b> に使っていませんか。	<input type="checkbox"/>
5	クレーン等で作業を行うときに、つり上げた荷が落下する危険性がある <b>荷の下などの箇所</b> に立ち入っていませんか。	<input type="checkbox"/>
6	高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに <b>墜落制止用器具（安全帯）など</b> を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
7	<b>安全衛生教育</b> を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
8	通常作業及び清掃時等の非定常作業について、 <b>安全な作業手順</b> を作成し、作業者全員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
9	機械・設備が安全に使用できるように <b>点検・修理等</b> を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	<b>免許</b> を受けたり、 <b>技能講習を修了することが必要な業務</b> に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

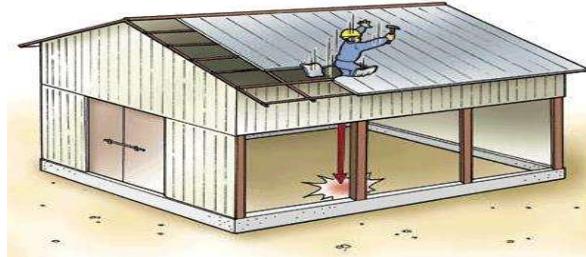
(点検実施日 年 月 日)



# 建設業の労働災害を防止しましょう！

令和3年9月29日現在において、建設業の労働災害による死者数は7人になり、前年同時期（3名）の2.3倍となっています。建設業では、スレート屋根から墜落・転落したり、足場組立中に落下してきた鉄パイプに当たったり、解体作業中に落下してきたエレベーターのカウンターウエイトに当たるなどの死亡災害が発生しており、各現場に応じた安全管理の徹底が求められるところです。

これらの死亡災害の多くは、高さ85センチ以上の手すり等を設置していない、墜落制止用器具を正しく着用していない、高所等から飛来・落下を防止するための防網（安全ネット）等を設置していないなどの安全対策の不備やルールを無視した不安全な行動などが原因となっています。



(注)イラストの出典元：職場のあんぜんサイト

## 主な労働災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の作業箇所には、40センチ以上の作業床を設け、高さ85センチ以上の手すり、中さん等を設置して安全に作業しましょう。
- 2 スレート等の屋根上では、幅30センチ以上の歩み板や墜落防止のネットを張るなどの対策を行いましょう。
- 3 高所等で作業を行うときは、物体の飛来、落下を防止する設備や防網（安全ネット）、立入禁止区域を設定するなどの対策をして安全に作業をしましょう。
- 4 建設機械の作業範囲内に作業員を立ち入らせないようにします。やむを得ず、作業員を立ち入らせる場合は、誘導員を配置しましょう。
- 5 掘削用機械を用いて作業を行う時は、地盤の崩壊を防止する鉄板を敷くなど、作業に応じた安全な作業計画を定め、安全に作業を行うようにします。
- 6 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行う時は、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにします。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



# あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

## チェック項目

(できている場合にチェックしてください)



1	高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、 <b>幅40センチ以上の作業床、高さ85センチ以上の手すり、中さん等</b> を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
2	スレート等の屋根上で作業を行うときに、 <b>幅30センチ以上の歩み板や墜落防止のネット</b> を張るなどの対策をしていますか。	<input type="checkbox"/>
3	高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、 <b>開口部への囲いや墜落制止用器具（安全帯）など</b> を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
4	高所等で作業を行うときに、 <b>物体の飛来、落下を防止する設備や防網（安全ネット）、立入禁止区域を設定するなど</b> の対策をしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	建設機械やクレーン等を使用するときに、周囲の作業員と接触しないために柵等による <b>作業半径内の立入禁止や誘導員を配置するなど</b> の措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
6	建設機械で作業するときに、作業等する <b>通行範囲に敷き鉄板を敷く等</b> の地盤の沈下を防止するなどの措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
7	建設機械で作業するときに、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした <b>安全な作業計画を作成</b> し、作業者全員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
8	クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行うときに、 <b>小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードで作業</b> していますか。	<input type="checkbox"/>
9	はしごや脚立等を使用するときは、 <b>はしごの上部、下部の固定状況等の確認や転位防止、開き角度を75度以下にするなど</b> の措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
10	<b>免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務</b> に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

(点検実施日 年 月 日)

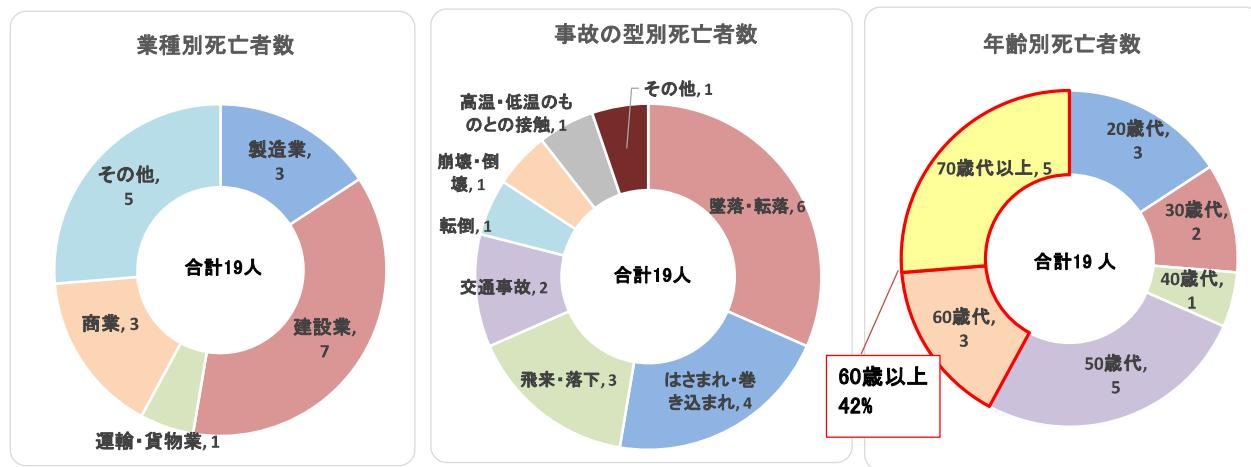


厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

2021.9

## ○令和3年労働災害発生状況(死亡)

資料2

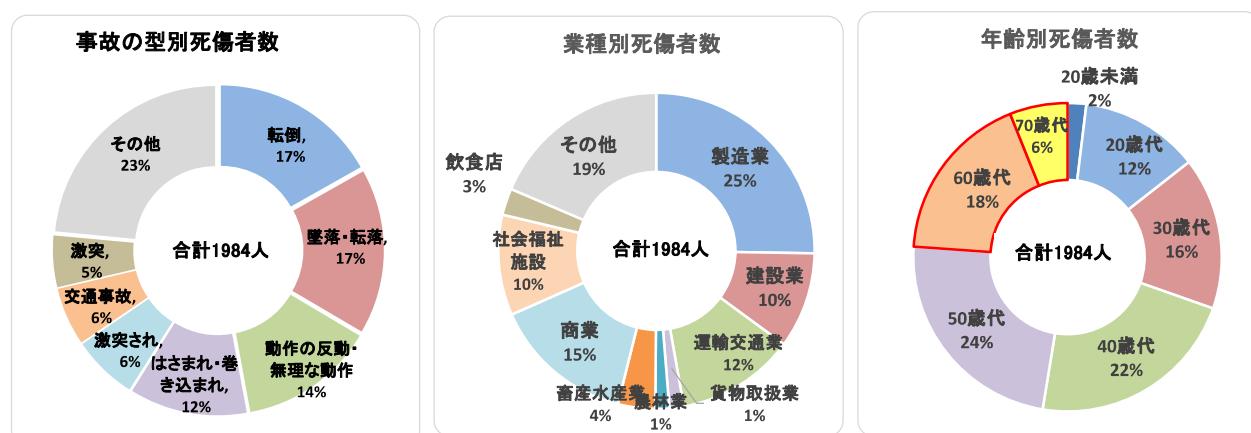


【業種別・事故の型別発生状況（死亡）】

単位：人

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	飛来・落下	交通事故	転倒	激突され	崩壊・倒壊	高温・低温の物との接触	その他	計
製造業	1	2								3
建設業	2		2	1		1	1			7
運輸・貨物業				1						1
商業		1	1					1		3
その他	3				1				1	5
計	6	3	3	2	1	1	1	1	1	19

## ○令和3年労働災害発生状況(休業4日以上、8月末速報値)



【業種別・事故の型発生状況（休業4日以上）】

単位：人

業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	その他	合計
製造業	65	83	36	27	35	125	33	1	53	43	501
建設業	62	16	5	19	17	24	16	8	9	19	195
運輸交通業	74	30	24	9	14	19	2	18	36	15	241
貨物取扱業	2	4	4	2	4	3		1	8	1	29
農林業	3	2	2	1	5	4	5	1	4	1	28
畜産水産業	36	5	1	2	18	8	1		5		76
商業	28	79	9	7	7	26	12	47	52	20	287
社会福祉施設	7	21	5		9	4	6	7	47	98	204
飲食店	3	15	2	1	2	2	10	4	3	12	54
その他	50	79	15	6	19	20	9	29	53	89	369
合計	330	334	103	74	130	235	94	116	270	298	1984

## 令和3年 死亡災害事例

令和3年9月29日現在

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 1 1月 17~18時	作業員 20歳代 5年	その他の 土木工事業	交通事故	事業場から送迎の指示を受け、事業場所有の普通貨物自動車に同僚1名を乗せて道路を走行中、道路沿いのガソリンスタンドの外壁に衝突し、運転していた労働者が死亡した。
			乗用車・バス・バイク	
No. 2 2月 19~20時	その他の 製造工 20歳代 4年	製鉄・製鋼 ・圧延業	はさまれ・ 巻き込まれ	1人で不具合のあったベルトコンベヤーの点検作業を行っていたところ、ベルトコンベヤーに上半身をはさまれ、死亡した。
			コンベア	
No. 3 2月 4~5時	作業者 30歳代 4か月	その他の輸送 用機械等 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	製品の燃料タンク（重さ約15キロ）を荷物用昇降機に載せる作業中、昇降機の搬器部分に上半身をはさまれ、死亡した。
			エレベータ、リフト	
No. 4 3月 14~15時	車両系建設 機械運転者 70歳代 30年	建築設備 工事業	崩壊・倒壊	ガラスサイロ内でドラグショベルを使用して、固まったガラスを取り除く作業中、壁側のガラスがドラグショベルにのしかかってきたため、ドラグショベルの運転作業に従事していた被災者がキャビンごと押しつぶされた。
			その他の 材料	
No. 5 3月 6~7時	調教助手 50歳代 26年	畜産業	墜落・転落	競走馬のトレーニングセンターの馬場において、競走馬の調教をしていたところ、騎乗していた馬が左前脚を骨折して転倒し、被災者は落馬して地面に投げ出され、死亡した。
			その他の 環境等	
No. 6 3月 16~17時	とび工 30歳代 20年	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築 工事業	飛来・落下	RC造8階建共同住宅修繕工事の外部足場組立作業中、4m単管4本を吊袋に入れ荷上げ、6階部分で荷取後、1本目を引き抜いた時に吊袋のバランスが崩れ、残りの3本が地上に落下し、被災者に当たった。
			金属材料	
No. 7 4月 14~15時	運転者 50歳代 9か月	産業廃棄物 処理業	転倒	フォークリフトで走行中、突然通路（ステンレス製の床）が凹み、バランスを崩して転倒し、フォークリフトと床の間にはざまれ死亡した。
			フォークリフト	
No. 8 4月 15~16時	板金工 50歳代 30年	その他の 建築工事業	墜落・転落	屋根補修工事のため、スレート板を持ちながらスレート屋根上を歩いていたところ、スレート板を踏み抜き、約6.2m下のコンクリート床面に墜落し、死亡した。
			屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.9 5月 13~14時	管理者 60歳代 3年	その他の事業 —その他	墜落・転落	倉庫の屋根上に設置されたソーラーパネルを清掃中、事務所の屋根から倉庫の屋根に移動しようとしたところ、約7メートル下のコンクリート床に墜落した。
			屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	
No.10 5月 8~9時	作業者 60歳代 20年	ゴルフ場	墜落・転落	ゴルフコースの芝刈り作業中、コース内の池(深さ80cm)に芝刈機ごと転落し、水没している状態で発見された。
			その他の一 般動力機械	
No.11 6月 9~10時	作業者 40歳代 0か月	その他の 建築工事業	飛来・落下	4階建てのビル解体工事において、被災者は1階でエレベーターの搬器のワイヤーロープを固定していた金物を外したところ、ワイヤーロープが外れてエレベーターのつり合い重りが落下し被災者に当たった。
			エレベー タ、リフト	
No.12 7月 10~11時	作業者 60歳代 7か月	その他の 卸売業	はさまれ・ 巻き込まれ	空き缶を圧縮して金属の塊にする圧縮成型機を自動で動かしていた際に、圧縮後に戻ってきたはね上げ式の上ぶたと付近の構造物の間に頭部をはさまれた。
			射出成型機	
No.13 7月 16~17時	作業者 80歳代 11年	その他の金属 製品製造業	墜落・転落	鉄骨造りの物置を設置するため、鉄骨を固定する作業を終えて脚立から降りようとしたところ、足を掛けていた脚立から転落し、コンクリート床上に頭部を強打した。
			はしご等	
No.14 7月 12~13時	作業者 70歳代 3か月	自動車小売業	高温・低温 の物との接 触	自動車販売店において、被災者は屋外で展示車の洗車作業中、熱中症の症状がみられ休憩していた。その後、倒れているところを発見され病院へ搬送されたが死亡した。
			高温・低温 環境	
No.15 7月 6~7時	運転者 50歳代 25年	バス業	交通事故	バスを運転して道路を走行中、前方から走行してきた大型トレーラーがセンターラインを越えてきたため、正面衝突し、その後、死亡した。
			トラック	
No.16 8月 15~16時	組立・修理工 70歳代 3年	その他の 卸売業	飛来・落下	フォークリフトのタイヤがパンクしたので、タイヤを外し修理していた。タイヤのボルトを緩めリム(金属製)を外していたところ、空気の残圧によりボルトのねじ山が破断し、リムが飛んで被災者に当たった。
			金属材料	
No.17 8月 10~11時	大工 70歳代 10年	その他の 建築工事業	墜落・転落	倉庫の屋根上で修繕作業を行っていたところ、屋根下地を踏み抜いて約4メートル下に墜落し、死亡した。
			屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.18 7月 0～1時	事務員 50歳代 7年	銀行・信託業	その他	事業場内において新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後死亡した。
			その他の起因物	
No.19 9月 14～15時	作業者 20歳代 5年	機械器具設置工事業	激突され	工場建設工事現場において、小型ボイラー(高さ約2.7メートル、重さ約3トン)を据え付けるための搬入作業で、架台に乗せ換えていたところ、当該小型ボイラーのバランスが崩れ横転し、被災者が下敷きになった。
			荷姿の物	

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。